

カテゴリー II (レベル3.5)飛行の DIPS2.0を用いた電子申請について

国土交通省 航空局
無人航空機安全課
令和6年12月

令和5年10月11日に開催された第1回デジタル行財政改革会議の内容を受け、同年12月、無人航空機による物資輸送やインフラ点検業務等の事業化促進を目的として、「レベル3.5飛行」制度の運用を開始しました。

現在におきましては、物流事業のみならず、インフラ点検や空撮等、様々な事業飛行においてご活用頂いているところかと存じます。

本書では、これまでレベル3.5飛行にかかる飛行許可・承認申請は紙面のみの受け付けとなっていたところ、**令和6年12月16日より、DIPS2.0による電子申請も可能となる**ことから、その内容ならびに申請の手続きの方法について解説いたします。

飛行申請の手続きについて

レベル3.5飛行手続きの全般について解説いたします。

レベル3.5飛行実施にかかる申請手続き

レベル3.5飛行の申請手続きについては、ドローンの事業化を加速する観点から、
飛行申請手続きの簡素化、および短期間での許可・承認を実施しています

上記を実現するため、レベル3.5の飛行手続きについては、通常の許可・承認申請の手続きによらず、下記方法により簡易な飛行申請を可能とすることにより、
申請者の負担軽減ならびに審査期間の短期化を行っています。

① レベル3.5飛行にかかる運航概要の航空局との調整

② 当局が定めるレベル3.5飛行用航空局マニュアル※の使用

※無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）機上カメラ装置により立入管理措置をとる目視外飛行 -「レベル3.5飛行」等-

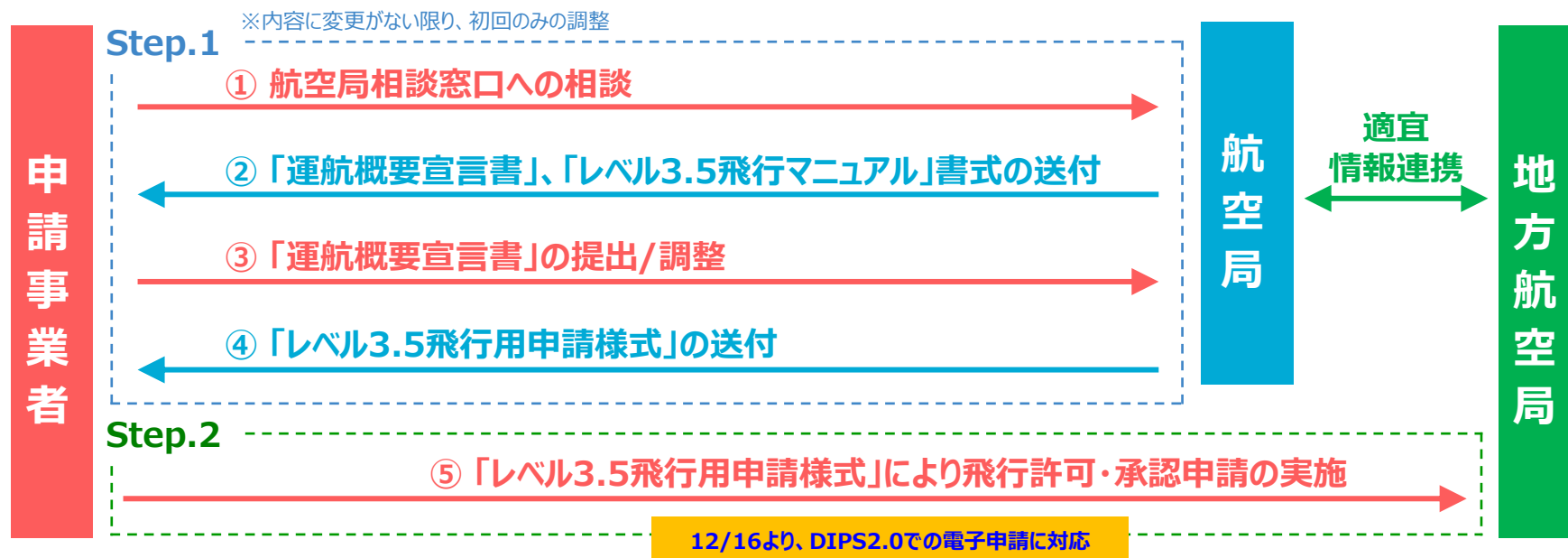
提出する申請書類の大幅な簡素化！ / 審査期間の短期化！

レベル3.5飛行実施にかかる申請手続き

レベル3.5飛行の申請手続きについては、ドローンの事業化を加速する観点から、
飛行申請手続きの簡素化、および短期間での許可・承認を実施しています

レベル3.5飛行の飛行申請手続きの流れは、以下の2ステップです。

Step.1	航空局と「運航概要宣言書」の調整を実施（下図①～④）
Step.2	地方航空局へ飛行許可・承認申請書を提出（下図⑤）



レベル3.5飛行実施にかかる申請手続き

レベル3.5飛行の申請手続きについては、ドローンの事業化を加速する観点から、
飛行申請手続きの簡素化、および短期間での許可・承認を実施しています

飛行申請手続きの簡素化

通常のレベル3飛行にかかる申請手続きにおいては、様式3種および別添資料8種を提出いただいていたところ、
レベル3.5飛行に関しては「運航概要宣言書」を提出いただくことで下表のとおり簡素化しています。

通常の飛行許可・承認申請手続きに必要な書類		レベル3.5飛行に必要な書類
様式1	無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーⅡ飛行）	必要
様式2	無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	必要
様式3	無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書	必要
別添資料1	飛行の経路	提出不要
別添資料2	無人航空機の登録記号等、製造者、名称、重量等	提出不要
別添資料3	無人航空機の運用限界等	提出不要
別添資料4	無人航空機の追加基準への適合性	必要※
別添資料5	無人航空機を飛行させる者一覧	必要
別添資料6	無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性	必要に応じて※
別添資料7	飛行マニュアル	提出不要
別添資料8	総重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認	必要に応じて※

△ 提出が不要となる資料においても、申請者にて作成し具備することが必要です。
△ 当局から別途提出を求める可能性がありますので、その際は速やかにご提出いただきます。

※ 資料への記載事項は従来のものより簡素化されたものとなります。

レベル3.5飛行実施にかかる申請手続き

提出が不要となる資料においても、申請者にて作成し具備することが必要です。

レベル3.5飛行の申請にて提出が不要となる資料においても、**申請にあたっては事業者にて同等の下記資料を作成し、具備しておく必要があります**ので、ご注意ください！

※当局から別途提出を求める可能性があります。その際は速やかにご提示いただきます。

レベル3.5飛行の実施に際し、作成が必要となる資料

レベル3.5飛行は、立入管理措置を実施して行う従来のレベル3飛行に含まれる飛行形態であり、飛行承認を受けるにあたっては、レベル3飛行に必要な要件への適合を示す資料の作成が必要です。

また、飛行の安全を確保するための運航条件等を事前に定める必要があります。

- ❑ 飛行に際し想定されるリスクを十分に考慮の上、安全な飛行が可能となる運航条件等を設定した資料
- ❑ 無人航空機の機能・性能及び飛行形態に応じた追加基準に関する基準適合状況を示せる資料
- ❑ 操縦者にかかる飛行形態に応じた追加基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料
- ❑ 飛行範囲、及びその外周から製造者等が保証した落下距離の範囲内を立入管理区画として地図上に示した資料
- ❑ 想定される運用により、十分な飛行実績(機体の初期故障期間を超えたもの)を有することを示せる資料

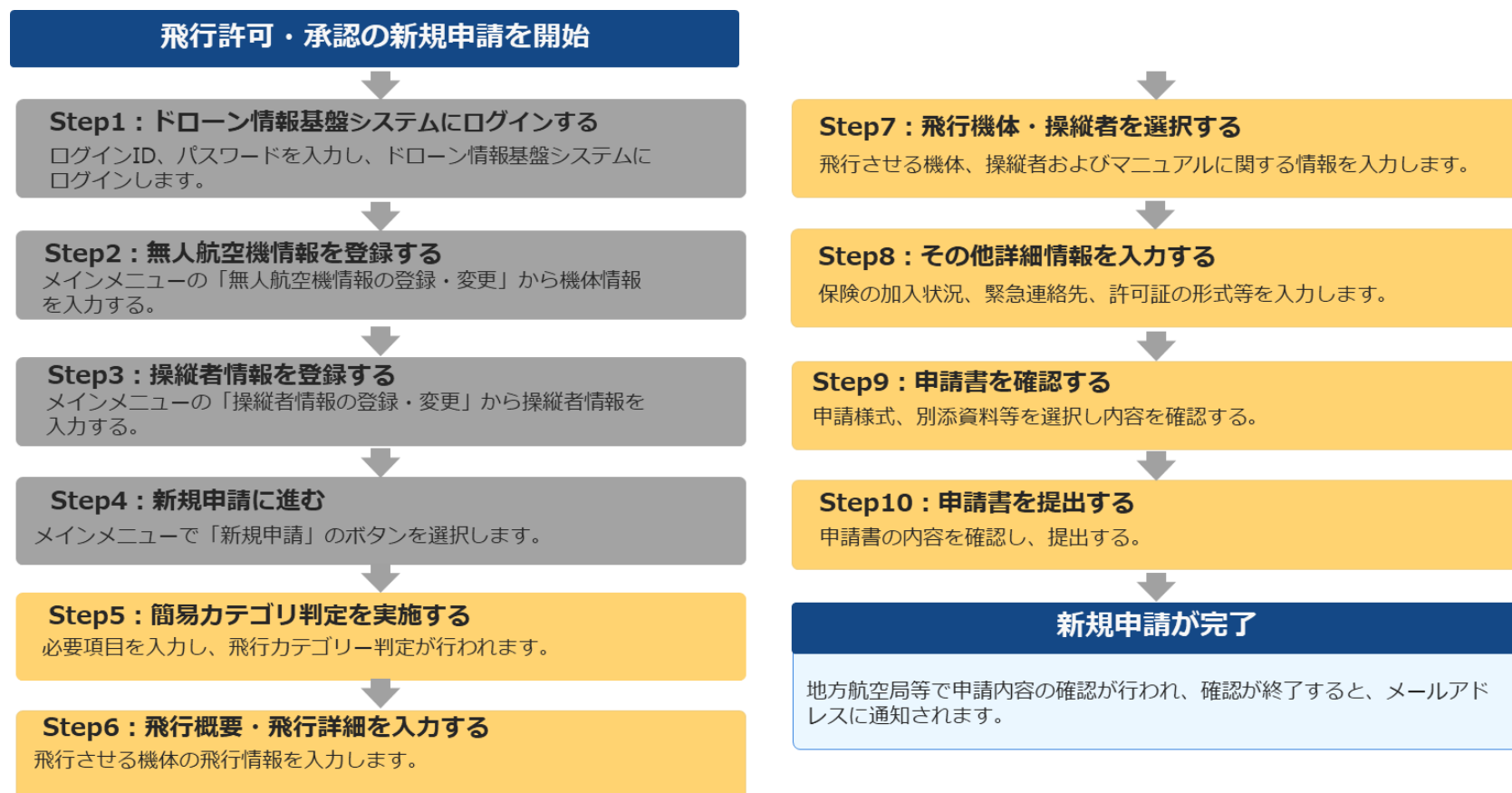
DIPS2.0を用いた飛行申請について

DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行に係る電子申請の方法について解説いたします。

~~「ドローン情報基盤システム操作マニュアル」もあわせてご参照ください。~~
＜リンク準備中＞

以降は実際にレベル3.5飛行関係に係る飛行許可・承認申請を行うにあたり、
通常のDIPS2.0申請と操作方法が異なる点について説明します。

※下図STEP.5以降の操作方法が主に変更となります。



DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

「簡易カテゴリー判定画面」の立入管理措置に係る設問に、レベル3.5飛行関連であると判断するための設問が追加されます。

航空局との運航概要宣言書の調整によって発行される「航空局管理番号」が必要です。

「航空局と事前調整済みの立入管理措置を講じる(レベル3.5飛行関連)。」を選択のうえ、発行された番号のご入力をお願いします。

※本判定画面において、レベル3.5飛行を行えない飛行空域や飛行方法を選択した場合等は、エラーとなります。

● 飛行リスクの緩和措置の確認

立入管理措置を講じますか？

☐ はい ☐ いいえ

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 補助者を配置する。 | ☐ 立入禁止区画を設定する。 | ☐ 立入管理区画を設定する。 |
| ☐ 立入管理区画を設定する（レベル3飛行）。 | ☐ その他対策を講じる。 | |
| ☐ 航空局と事前調整済みの立入管理措置を講じる（レベル3.5飛行関連）。 | | |

航空局管理番号（半角英数記号）：

※機上カメラ設置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等を行う場合は、航空局への事前調整が必要です。

※飛行の許可・承認番号とは異なります。

別添資料1が提出不要になることから、**飛行経路の入力方法**が変更になります。

レベル3.5関連の飛行を行う場合、特定の場所・経路で飛行する必要があります。

飛行経路については、紙申請時と同様の形式でご入力をお願いします。

I. 飛行を予定している場所はどこですか？

I. 飛行場所

飛行する経路について、出発地や経由地、到着地が分かる形でご記載をお願いします。

申請する経路が複数にわたる場合は、その経路を列挙ください。

- (例)
1. **県**市**町**0-0-0 ~ **県**市**町**1-0-1
 2. **県**市**町**2-0-0 ~ **県**市**町**2-1-1
 3. **県**市**町**3-1-0 ~ **県**市**町**3-2-1 ~ **県**市**町**3-2-2
 4. **県**市**町**5-2-3 ~ **県**市**町**5-2-3

DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

別添資料4の簡素化および添付資料が提出不要になることから、飛行させる機体に係る追加基準適合性の入力方法が簡易になります。

レベル3.5関連で飛行させる機体に必要な追加基準への適合性については、原則的に全て「適 / 否」等でお示し頂くかたちとなり、添付資料は不要となります。

※必要な追加基準に適合しない場合は、代替的安全対策をお示し頂き、審査部局にて個別に審査します。

無人航空機の追加基準への適合性入力

機体の基準への適合性に関する情報を入力してください。

I. 無人航空機の追加基準への適合性を入力してください。

1. 目視外飛行（補助者配置なし）

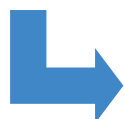
(1) 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。

☐ 適 ☐ 否 ☐ 該当せず

「否」を選択した場合には、下記より講じる代替的安全対策を選択してください。

☐ その他

(2) 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。
〇適 〇否 〇該当せず



DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

**別添資料8についても申請事項が簡素化されることから、
機体の追加基準適合性と同様、入力方法が簡易になります。**

レベル3.5関連で飛行させる機体の総重量が25kg以上の場合に必要な基準への適合性についても同様に、**全て「適 / 否」**でお示し頂くかたちとなります。

※通常の申請の場合は事前に「無人航空機情報の登録・変更」にて入力頂きますが、
レベル3.5飛行関係については、申請毎に入力をお願い致します。

※必要な追加基準に適合しない場合は、引き続き紙面での申請手続きをお願い致します。

**Ⅱ.総重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準への適合性を入力
してください。**

1.自ら設定した気象条件を含む飛行範囲において、安定して飛行させることができるものである。

○適 ○否

2.機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないものである。

○適 ○否

3.発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散するおそれができる限り少ない構造である。

○適 ○否

4.事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有している

< 以下略 >

DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

別添資料 6 の簡素化および添付資料が提出不要になることから、操縦者に係る追加基準適合性の入力方法が簡易になります。

レベル3.5関連で飛行させる操縦者に必要な追加基準への適合性については、原則的に全て「適 / 否」でお示し頂くかたちとなり、添付資料は不要となります。

※目視外飛行、夜間飛行、物件投下に必要な追加基準に適合しない場合は、代替的安全対策を選択肢からお示し頂きます。**選択肢に依らない策を講じる場合は、引き続き紙面での申請手続きをお願い致します。**

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性入力

操縦者の追加基準への適合性に関する情報を入力してください。

I. 操縦者の追加基準への適合性を入力してください。

1. 無人航空機を飛行させる者は、次の要件に適合していることを確認した。

○目視外飛行

(1) モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。

●適 ○否

(2) 遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技によ

STEP 01 飛行経路入力 STEP 02 飛行経路入力 STEP 03 操縦者追加 STEP 04 飛行経路入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

I. 操縦者情報一覧・選択

操縦者追加

操縦者情報一覧・選択

追加基準

DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

**飛行マニュアルについては、基本的にレベル3.5飛行に係る
航空局標準マニュアルのご使用をお願いします。**

レベル3.5飛行に係る航空局標準マニュアルを選択肢に追加しておりますので、
基本的にはこちらをご使用頂きたく、お願いします。

※標準マニュアルに定めのない仔細事項等を補完したい場合には、独自マニュアルをご使用ください。
独自マニュアルを選択される場合、審査部局にて個別に審査します。

Ⅲ. 使用する飛行マニュアルを選択してください

1. 使用する飛行マニュアルを選択してください。

「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。

最新の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可能です。

最新の航空局標準マニュアルは [こちら](#) を参照

- ☐ 航空局標準マニュアルを使用する。
 - ☐ 航空局標準マニュアル01
 - ☐
- ☒ 機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルを使用する。
- ☐
- ☐ 上記以外の飛行マニュアル(別添)を使用する。

※個別に作成した飛行マニュアルを使用する場合は、内容の審査に時間を要することをあらかじめご了承ください。

※個別に作成した飛行マニュアルにおいても、機上カメラ等により立入管理措置をとる目視外飛行等に係る航空局が作成した飛行マニュアルと同等の水準である必要がありますのでご注意ください。

DIPS2.0を用いたレベル3.5飛行関係の申請について

運航概要宣言書と同様、申請前に各種宣言をお願いします。

航空局との運航概要の事前調整において、諸所宣言を頂いておりますところ、
運航概要宣言書での宣言事項を前提に安全な運航を行う旨について、
改めてご確認をお願いします。

Ⅶ. 運航条件の設定

- ✓ 飛行申請にあたって、以下の内容を遵守する。

無人航空機、カメラ、モニター等の特性や想定されるリスクを十分に考慮の上、第三者の立入が無いことを確認するための運航条件の設定を行う旨を航空局に示した内容に基づく飛行申請を提出する。

航空局管理番号（半角英数記号）：

- ✓ 移動中の車両、列車又は船舶の上空を通過する場合を含む道路、鉄道又は船舶航路を一時的に横断する飛行(レベル3.5飛行)を行う者について、申請する飛行内容が保有する技能証明の区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。
レベル3.5飛行を行わない者についても、飛行の許可・承認の基準に適合していることを確認した。

- ✈ 電子申請の実施に際しても、これまでと同様、本省航空局との運航概要宣言書を通じた調整を前提としておりますので、ご留意をお願いいたします。
- ✈ レベル3.5飛行に関するお問合せについては、運航概要等の事前調整を除き、無人航空機ヘルプデスク（050-3818-9961）までご連絡くださいますよう、お願いいたします。